

第3章 史跡松坂城跡の概要

3-1 指定状況

名 称：まつさかじょうあと松坂城跡

所 在 地：三重県松阪市殿町1536番1他(官報告示写シ参照)

指定年月日：平成23年2月7日(文部科学省告示第11号)

指 定 面 積：47,337.30㎡

指 定 基 準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。

指 定 説 明：松坂城跡は、松阪市街地のほぼ中央部に位置し、伊勢平野の中央を流れる阪内川と櫛田川に挟まれた標高35メートル余りの独立丘陵に築造された平山城である。

16世紀末ごろ、伊勢国司の北畠家の養子となり北畠家を継いだ織田信雄(信長の二男)は松ヶ島に城を築くが、信長の死後、羽柴秀吉の攻撃により、松ヶ島城は開城となった。天正12年(1584)に、近江国日野から蒲生氏郷(この時は賦秀)が城主として入り、約12万石を領有した。翌年、氏郷はこの松ヶ島城から南へ2.5キロメートル内陸部に所在し、元亀元年(1570)に潮田長助が砦を構えたと伝えられる四五百森の地に新たに築城した。天正16年、これに入城し、松坂城と名づけるとともに、松ヶ島城下の商人や寺社を移住させ、近江日野や伊勢大湊からは商人を呼び寄せ、また参宮街道について城下を通過させるように道を付け替えを行うなど、城下町の整備を行った。天正18年には、氏郷は陸奥国会津若松に移封となり、その後、服部一忠、古田重勝が城主となった。この間に、本丸・二の丸・三の丸の曲輪の整備がなされた。

元和5年(1619)に、徳川頼宣が和歌山に封ぜられると同時に、松坂はその統治下に入り、明暦3年(1657)には、城代が置かれ、和歌山藩領となった「勢州三領」(松坂・田丸・白子)を治める役所が三の丸に設置され、以後、寛政6年(1794)には二の丸には御殿(徳川陣屋)の着工がなされるなど、幾度かの増築、修復を経て、江戸期を通じて城郭としての役割を果たした。

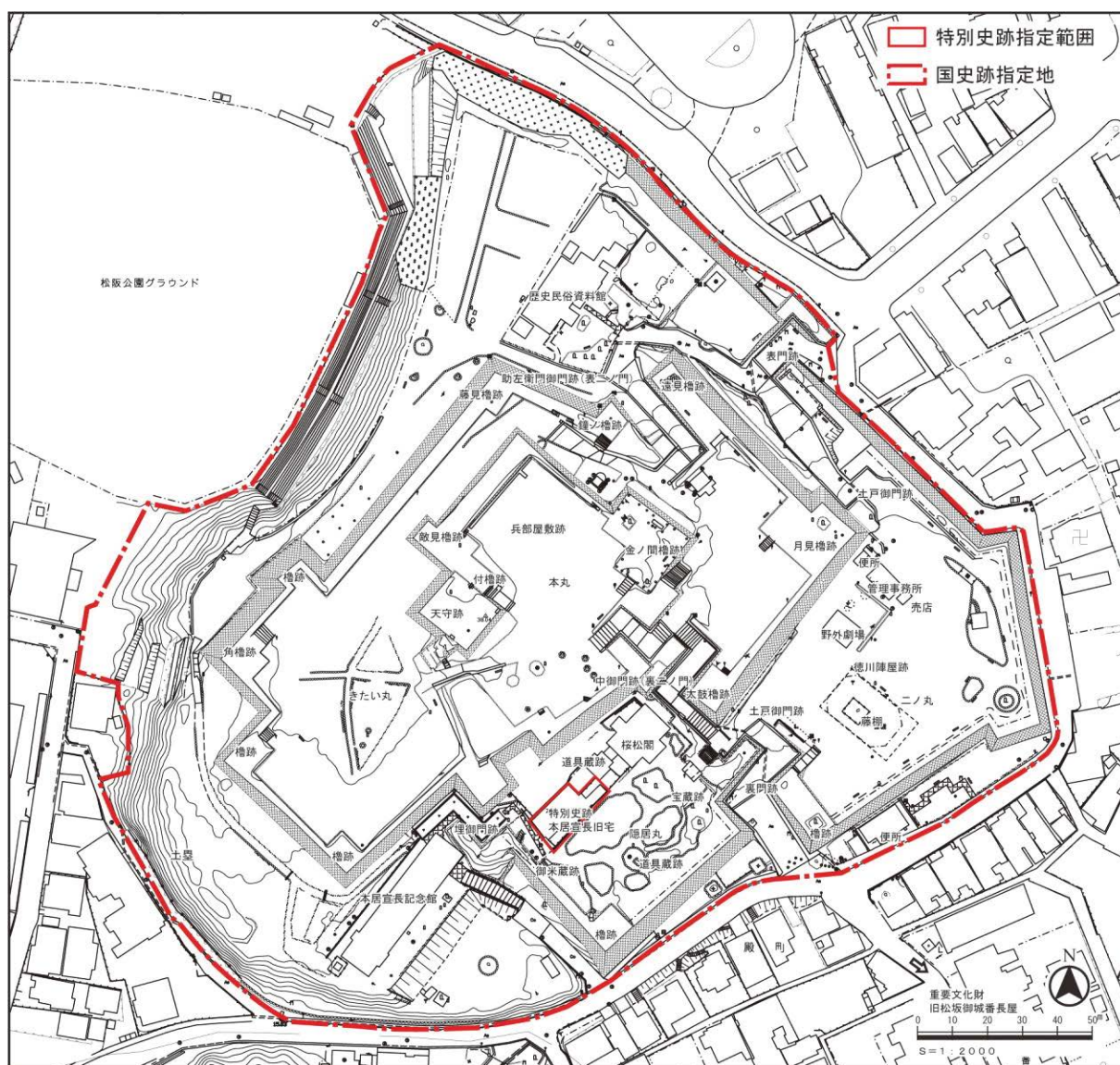
城の縄張りとしては、大手を北東に、搦手を南東に置き、本丸を中心に二の丸・三の丸・きたい丸・隠居丸などの曲輪を配置する。本丸は上下段に分かれ、天守台があり天守が建てられていた。また、本丸および二の丸には櫓・門・塀などの建築物が存在していた。本丸・二の丸ほかの各曲輪を形成する法面(斜面)には野面積みを主体とする豪壮な石垣が築かれており、この城郭の見所の一つとなっている。とりわけ天守台の石垣は築城当時の状況がよく遺存していると考えられる。また、松阪市教育委員会による発掘調査の成果からは、安土城出土と同範と考えられる天正7年銘の軒平瓦をはじめ、金箔を押した瓦など近世初期の瓦が大量に出土したほか、建物の礎石が検出されており、築城期にほど近い時期から瓦葺礎石建物があったと考えられる。これらの石垣や建物は織豊系城郭としての特徴を顕著に有するものである。

今回指定をしようとするのは、上記曲輪のうち、本丸・二の丸・きたい丸・

隠居丸を含む地域で、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、その姿を良好にとどめており、当初は豊臣政権の東国への備えとして築かれたと考えられるとともに、江戸期の御三家の一つである和歌山藩領の飛地内に所在し、その支配の拠点となった城郭として明治期まで存続した点で特筆されるなど、近世の政治・軍事を知る上で重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』2011年2月号より

管 理 団 体：松阪市 平成23年4月1日指定

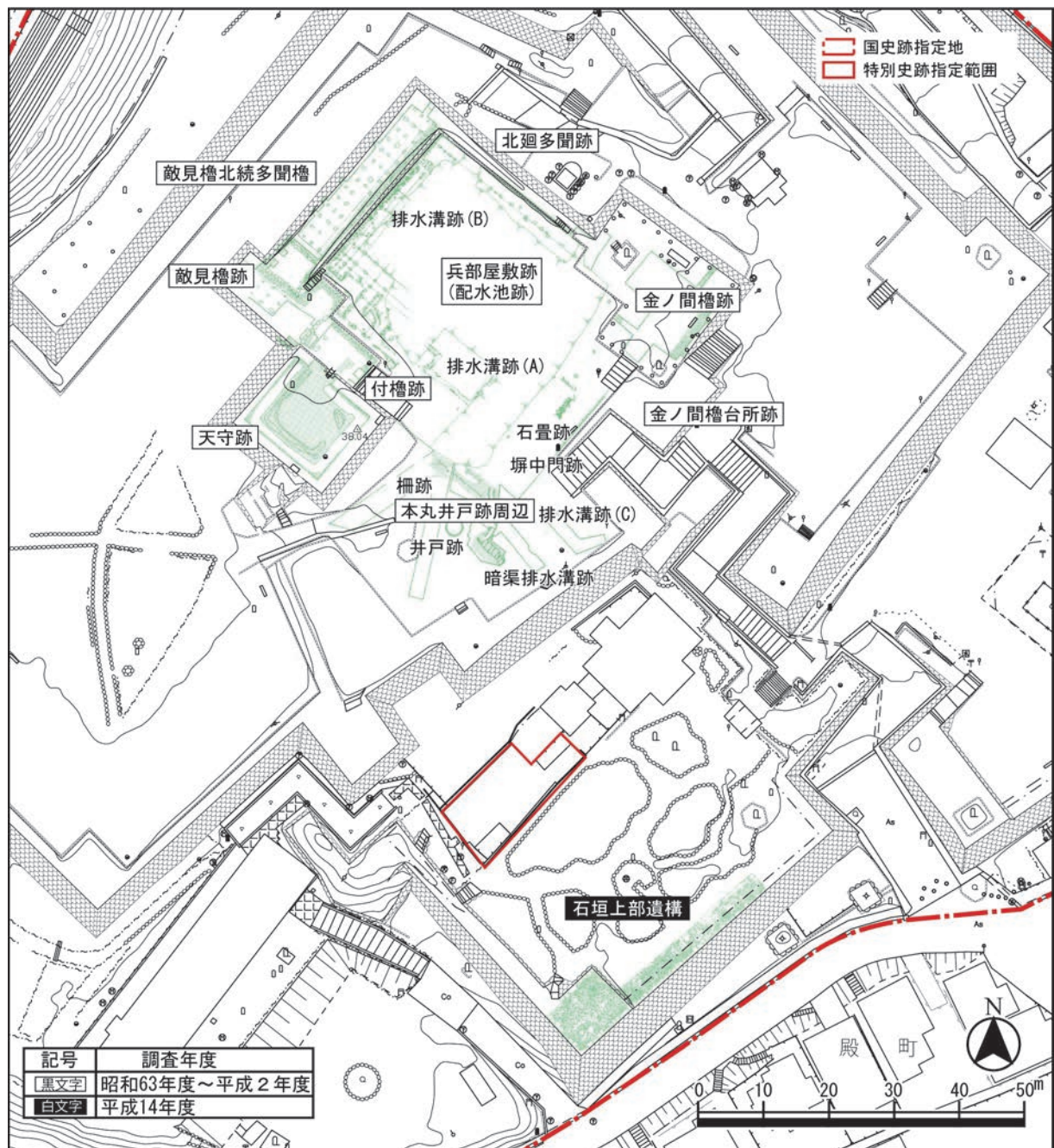


国史跡指定地範圍图

3-2 調査実績

史跡松坂城跡の最初の本格的な学術調査としての発掘調査は、平成元年(1989)度と平成2年度に松阪市により実施された。平成元年度は、天守跡・付櫓跡・敵見櫓跡・金ノ間櫓跡・敵見櫓跡と金ノ間櫓跡を結ぶ敵見櫓北続多聞跡・北の折廻多聞跡・井戸周辺について調査している。平成2年度は、配水池(昭和25年～58年使用)の撤去後、池跡及び池の周辺の兵部屋敷(御殿)跡といわれている箇所を調査している。また平成14年(2002)度には隠居丸跡の南東部の石垣上部遺構の発掘調査が実施されている。

なお、その他の調査として昭和63年(1988)度から実施された石垣修理に先立ち、石垣の崩落危険箇所把握のための石垣調査が実施されている。



発掘調査箇所図

また、平成3年度以降、史跡指定地周辺において三重県教育委員会及び松阪市教育委員会が工事立会や確認調査を実施している。なお、史跡指定地においては平成25年度にきたい丸の一部で確認調査が実施されている。

